

令和元年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

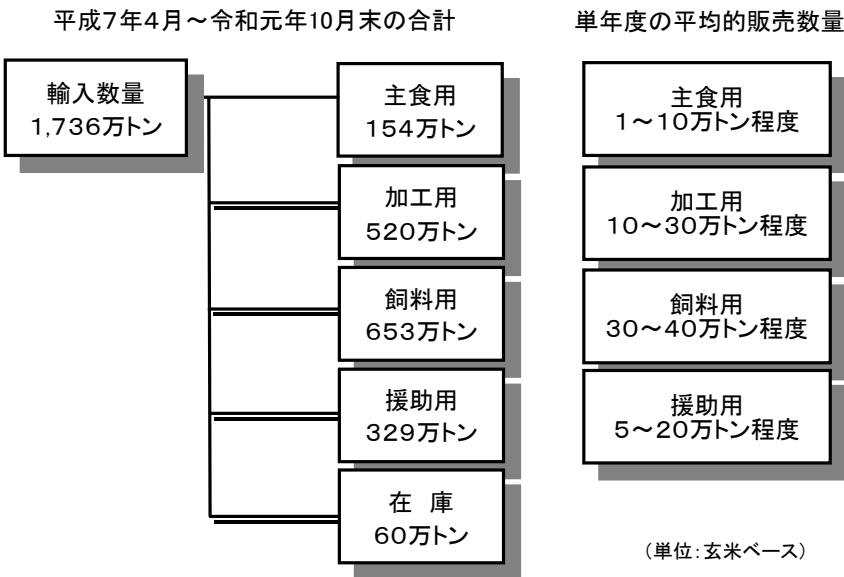
(単位:実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (元年9月27日)	25,000	12,583	8,909	22,500	7,817	6,409	2,500	4,766	2,500
第2回 (元年10月30日)	25,000	11,746	9,566	22,500	7,346	7,066	2,500	4,400	2,500
第3回 (元年11月22日)	25,000	12,064	9,498	22,500	7,158	6,998	2,500	4,906	2,500
第4回 (元年12月20日)	25,000	7,802	7,056	22,500	4,596	4,556	2,500	3,206	2,500
第5回 (2年1月22日)	30,000	9,075	8,855	27,000	6,359	6,139	3,000	2,716	2,716
第6回 (2年2月7日)	30,000	11,125	9,549	27,000	6,749	6,549	3,000	4,376	3,000
第7回 (2年2月25日)	30,000	9,631	9,151	27,000	6,377	6,317	3,000	3,254	2,834
第8回 (2年3月10日)	37,416	14,067	13,959	34,416	8,219	8,219	3,000	5,848	5,740
合計			76,543			52,253			24,290

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和元年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、令和元年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(151万トン)、飼料用等(214万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和元年10月末時点の数量。
注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	154
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	520
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	653
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	329
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	—

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和元RYであれば、平成30年11月から令和元年10月まで)。
注2: この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3: ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

MA米の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

} 差し引き6万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

} 合わせて10万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円/トンの保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

注:平成26～30年度のデータ等を基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位:億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224

注5

	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)
売買損益①	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235
売上原価	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611
買入額	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599
売却額	646	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376
管理経費②	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76
保管料	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56
損益合計 (①+②)	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311

注1:数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2:「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3:「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5:平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6:MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

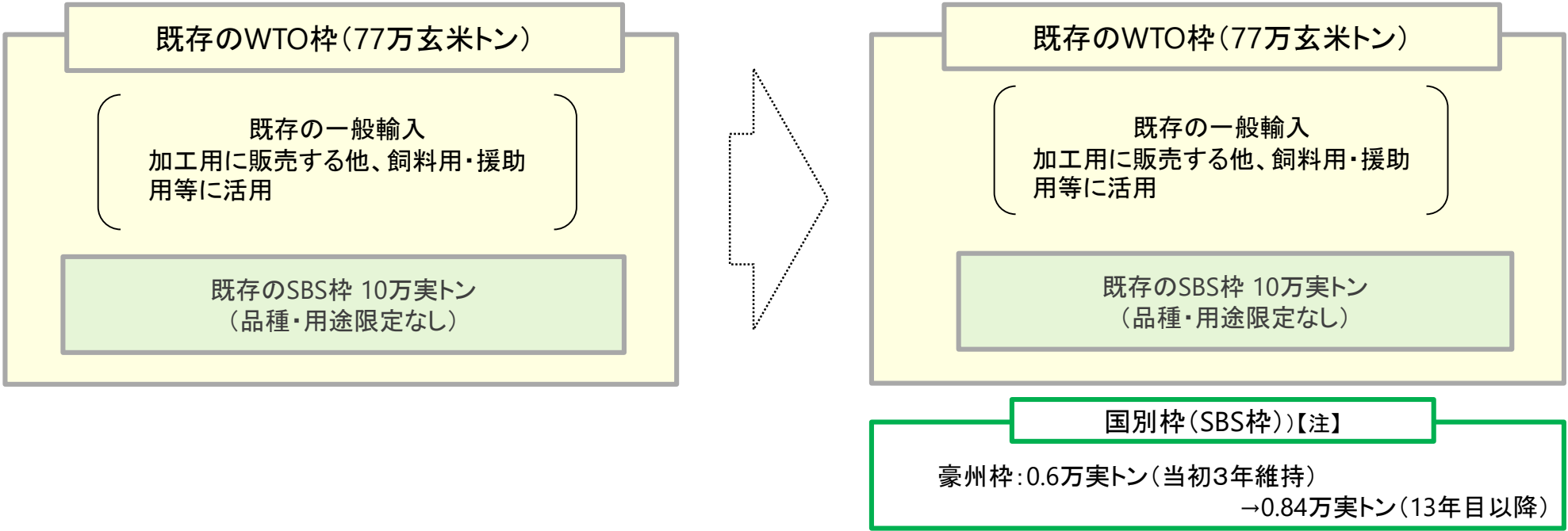
原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2020年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	0 (2020.6時点)										

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

輸出重点品目のほぼ全てで獲得された関税撤廃等の成果を最大限活用するため、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出のための司令塔組織の創設と合わせて、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の輸出環境整備、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）や有機等の国際的認証の取得等によるグローバル産地づくりの強化、戦略的プロモーションの強化、輸出に取り組む事業者の施設整備の支援や資金供給の円滑化、流通などの商流の体制強化、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。また、モノの輸出のみならず食産業の海外展開など、生産者等の所得につながる海外需要の獲得のための取組を推進する。

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

○ 米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

（米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・花き・林産物・水産物などの重点品目のJ E T R O等を活用した輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、輸出向け施設整備等産地対策の強化、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への食体験の充実を通じた地域農林水産物等の販売促進、輸出に取り組む事業者への資金供給の円滑化）

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備）

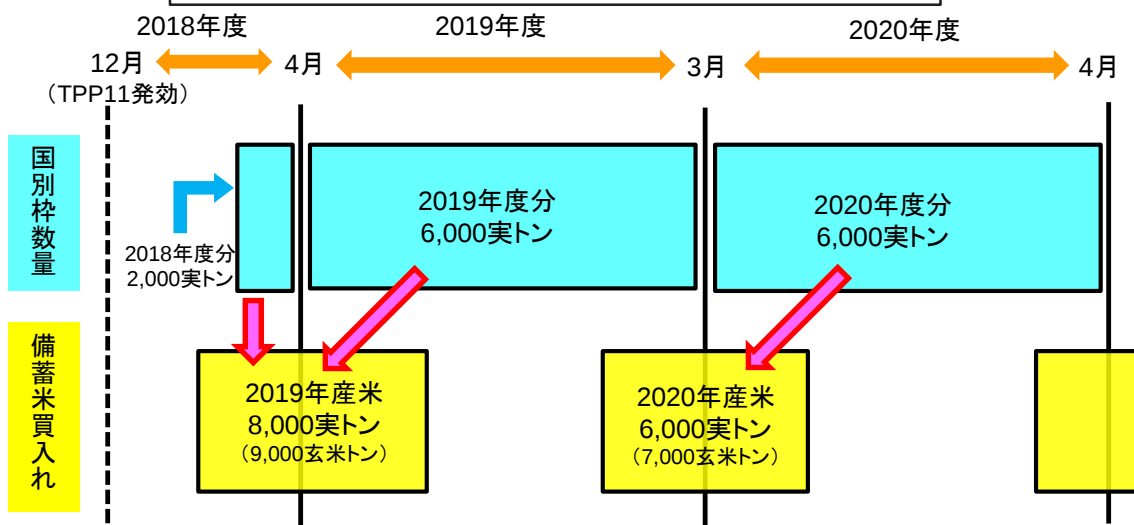
（産地生産基盤パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

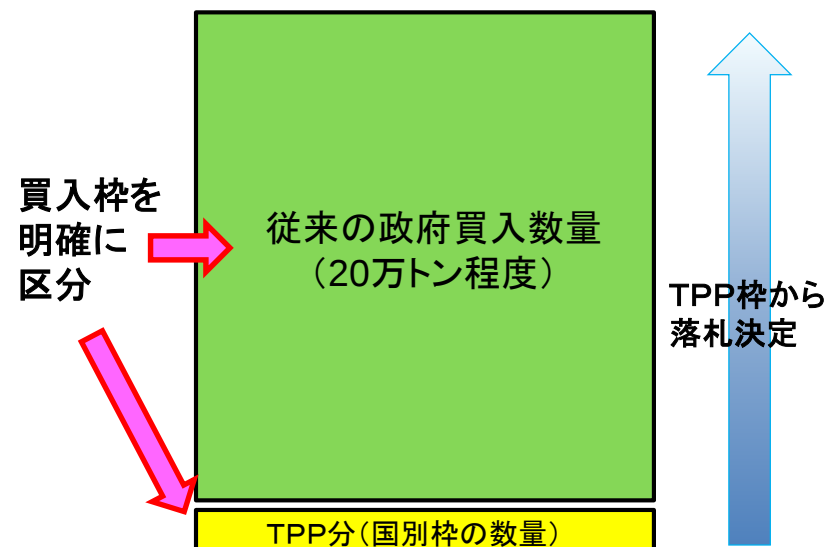
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和元年12月5日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

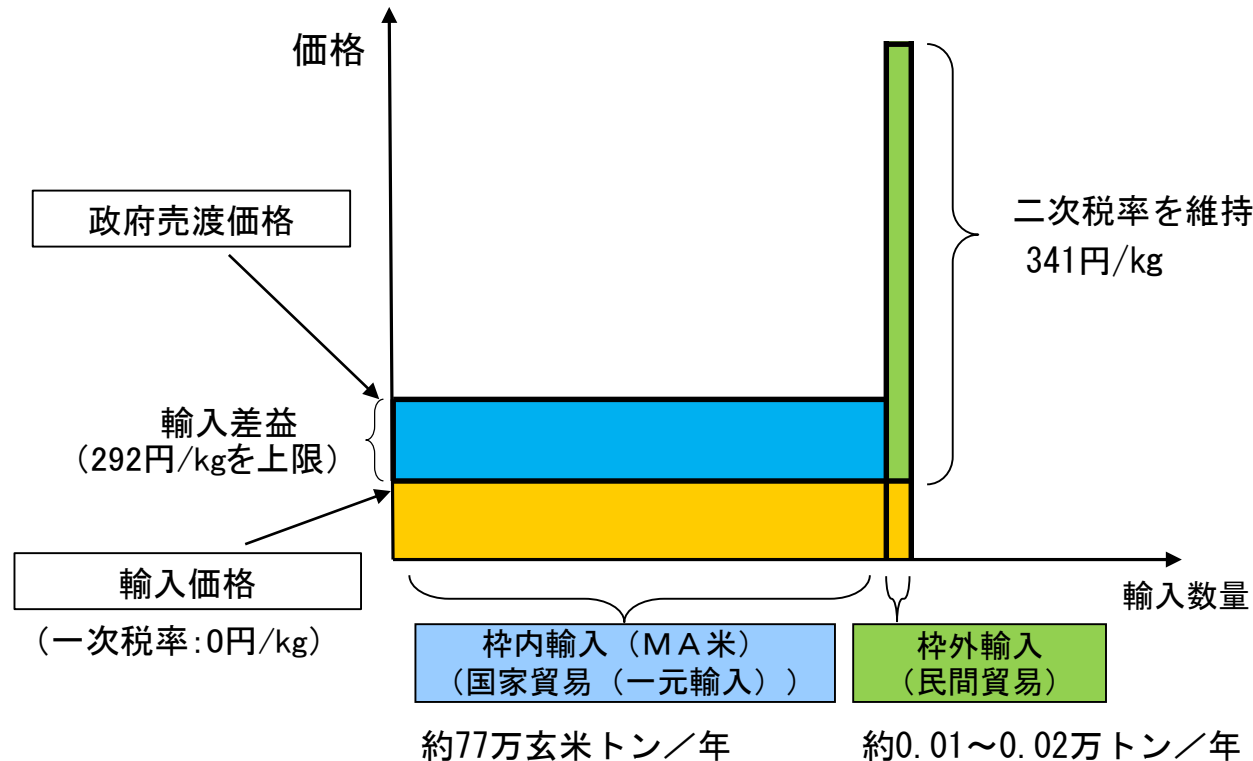
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注)交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

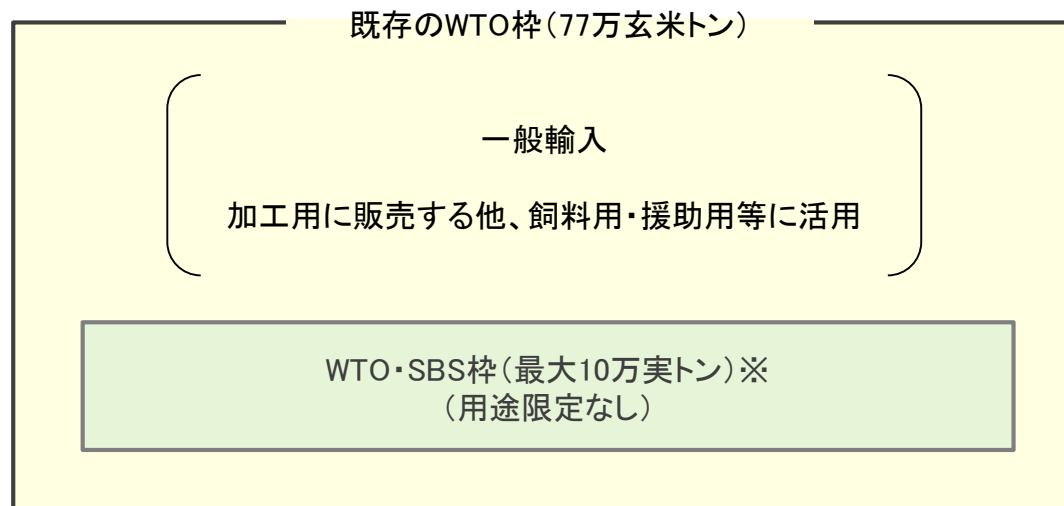
- (例) ・ 育児用穀物調製品 : 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・ 飼料用調製品 2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・ 朝食用シリアル 2品目 : 11.5% → 段階的に8年目に撤廃

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

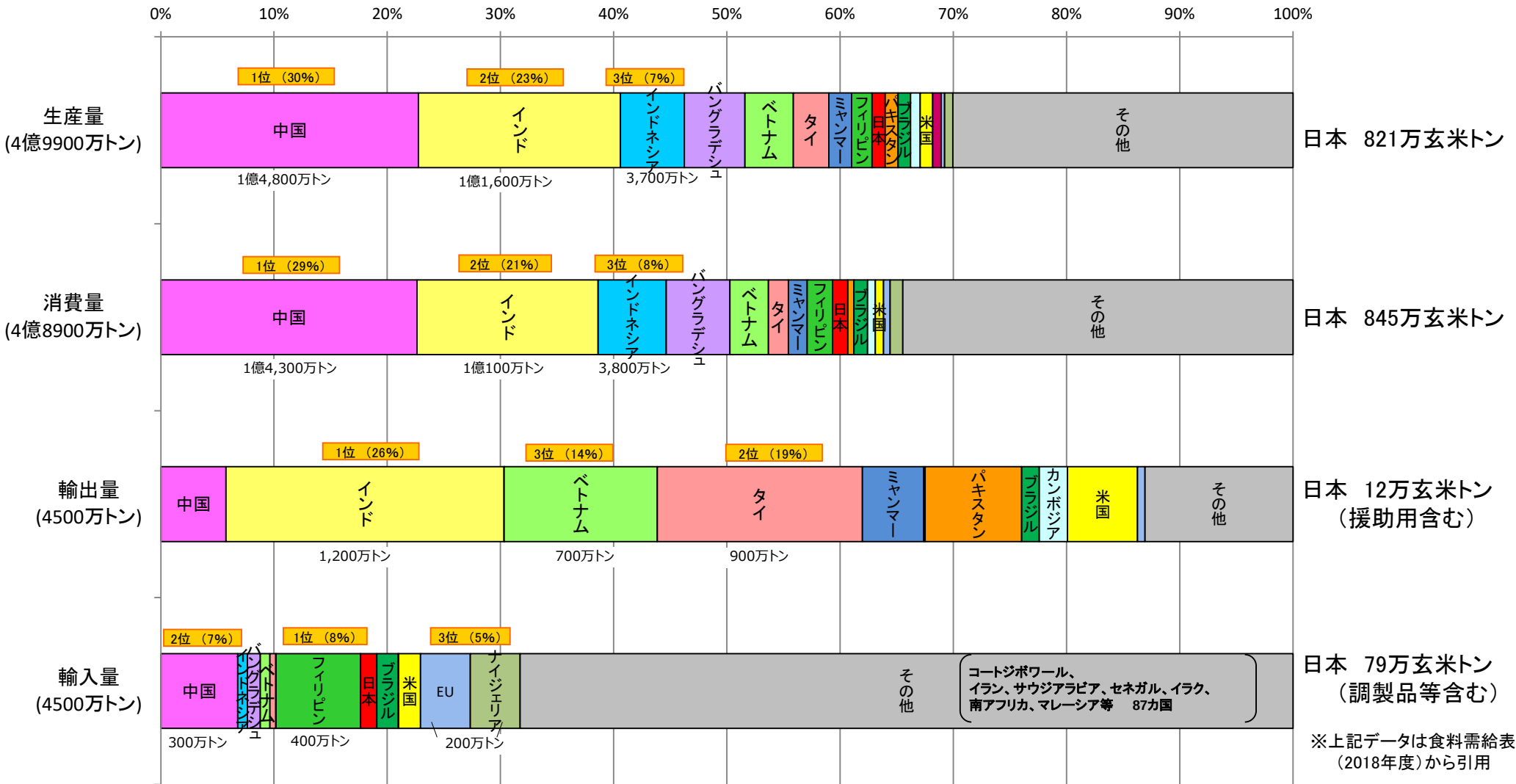


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.5千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の26%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2018/19年、精米ベース) (2019年10月時点)

コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。
- ・ 価格はタイより安い。

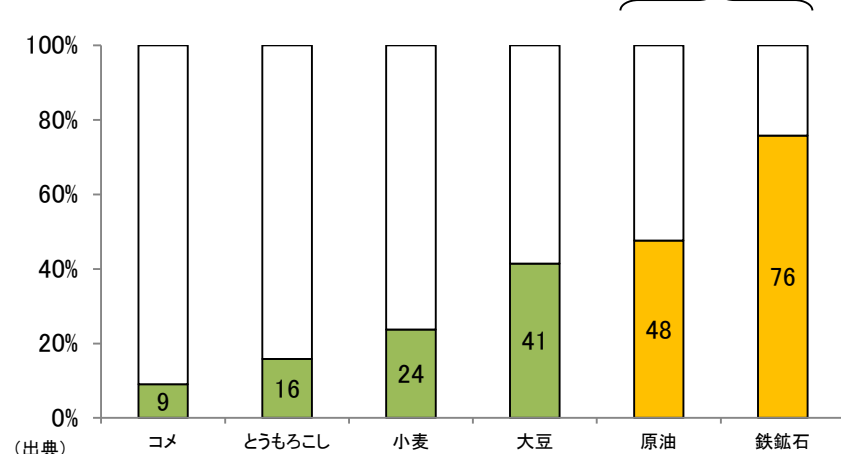
米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、干ばつ等により、2014年、2015年には生産量が減少していたが、近年は回復。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつによる大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率



(注) 貿易率=世界の輸出量/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会
注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格